

はでましたか



増税!?

金持ち・大企業に減税をしながら
所得控除縮小・廃止
給与所得控除縮小
消費税率引き上げ



これ以上家計を圧迫する大衆増税に反対の世論をつくりましょう。
一人でも多くの人々が、首相などへ「大衆増税反対」を訴えましょう。

各支部税金受付時や組織配付で署名をお願いします。

消費税申告

事業収入が1,000万円を超えた方は必ず受付を
して下さい。
簡易課税制度選択届出書等の説明を行います。

受付時間 各会場とも午前10時～午後4時まで

実施日	支部名	会場
3月24日(月)	中央・大浦	桜町総合事務所
25日(火)		
26日(水)	東長崎	支部事務所
27日(木)	市南	南部市民センター
3月17日(月)	浦上西・浦上東・西彼	組 合 本 部
18日(火)		
19日(水)		
3月24日(月)	島原	島原支部事務所
25日(火)	諫早	諫早市支部事務所
26日(水)	大村	大村支部事務所
3月19日(水)	佐世保中央・佐世保東・佐世保北	県北総合会館
21日(金)	佐世保中央・佐世保東・佐世保北	県北総合会館
17日(月)	北松	北松支部事務所
14日(金)	平戸	平戸支部事務所

社会保険料(国民年金保険料)控除証明書(11月中に各家庭へ送付済)

親展

料金後納郵便 9999-9999

あなたが、平成17年中(1月1日から9月30日)に納付した国民年金保険料の額は、次のとおりであることを証明いたします。
証明日 平成17年9月30日
社会保険庁総務部総務課 印

平成17年中の納付済保険料額

①納付済	納付済保険料の証明額	2,222,229円
②見込額	見込額を算出した納付済保険料額	2,222,229円
③合計額	見込額を含む合計額(①納付済+②見込額)	2,222,229円

社会保険料申告の際は、この部分を添付等してください。



[受付時間] 午前10時～午後4時迄

諫早・大村・島原地区

[県央総支部]

実施日	対象支部	対象分会	会場
2月7日(木)	島原	島原市内及び南目地区	支部事務所
2月8日(金)		島原市内及び北目地区	
2月12日(火)		西部連合分会	寺の元公民館
2月14日(木)	諫早	上山、中央、北部、永昌	支部事務所
2月15日(金)		西部、三浦、長田	
2月18日(月)		小長井、高来、本野、その他	
2月19日(火)		森山、飯盛、南部	
2月21日(木)	大村	鈴田、大村1～2、西大村1～4	支部事務所
2月22日(金)		萱瀬、竹松1～2、福重、松原、彼杵	
2月25日(月)		その他、全分会	

佐世保・北松・平戸地区

[県北総支部]

実施日	対象支部	対象分会	会場
2月7日(木)	平戸	平戸北、宝亀、紐差、獅子	支部事務所
2月8日(金)		津吉、田平、生月、度島	
2月12日(火)	佐世保中央	大和、旭、光海、清水	県北総合会館
2月13日(水)		船越、愛宕、春日、花園	
2月14日(木)		山祇、天神、福石	
2月18日(月)	佐世保東	日宇、黒髪、早岐	支部事務所
2月19日(火)		広田、川棚、波佐見	
2月20日(水)		針尾、三川内、宮	
2月21日(木)	北松	佐々、小佐々、鹿町	佐々文化会館
2月22日(金)		吉井、世知原、江迎、松浦	
2月27日(水)	佐世保北	大野西、松瀬、瀬戸越、柚木	県北総合会館
2月28日(木)		皆瀬、本山、吉岡、相浦、上相浦、棚方、日野	

確定申告の準備

税金申告は組合で

税金申告の時期になりました。

建設長崎税金対策部では各支部の日程調整を行い、組合員の皆様にスムーズに税金申告ができるよう受付日程を組んでみました。

指定された日時で申告いただきますようお願いを致します。

日程・その他でのご不明な点は支部までお問い合わせ下さい。

二〇〇七年分 申告の留意点

① 定率減税の廃止

所得税率が6段階に改正

課税される所得金額	税率	控除額
1,000,000～1,949,000まで	5%	0円
1,950,000～3,299,000まで	10%	97,500円
3,300,000～6,949,000まで	20%	427,500円
6,950,000～8,999,000まで	23%	636,000円
9,000,000～17,999,000まで	33%	1,536,000円
18,000,000以上	40%	2,796,000円

② 所得税率の改正

所得税の税率が4段階から6段階に変更(別表参照)

③ 地震保険料控除制度の創設(最高5万円まで控除)

平成19年分より、損害保険控除が地震保険料控除に変更され従来あった損害保険料控除が廃止となります。但し、平成18年12月31日迄に契約した「長期」の損害保険契約については、従来計算による金額(最高1万5千円)が控除できます。従来からあった短期損害保険料控除は廃止。

長期保険と地震保険を合わせて最高5万円まで控除できますので損害保険控除証明書については全てご持参下さい。

④ 減価償却制度の改正

平成19年4月1日以後に取得した減価償却資産については、償却可能限度額及び残存価格を廃止し1円まで償却できることになりました。平成19年3月31日以前に取得した減価償却資産については、現在も使用している資産であれば、償却可能限度額まで償却した後その翌年から5年間1円を残し、均等償却できることになりました。

⑤ 住宅控除関係

・平成19年1月1日から平成20年12月31日までの間に居住した場合、現行の年間の控除もしくは特例の15年間の控除のいずれかを選択適用となります。
・バリアフリー改修工事を含む増改築工事等を行った場合において「バリアフリー改修促進税制」の創設。
・税源移譲に伴う特例措置として、平成11年～平成18年に住宅を取得した場合、平成19年分の所得税の額が住宅借入金特別控除額から控除できない場合に住民税から減額できることになりました。対象の方は、確定申告書と一緒に住宅借入金特別控除申請書の添付が必要です。

受付の時に用意してくるもの

- ① 税務署から送って来た申告用紙及び印鑑と筆記用具
- ② 記帳簿(売上・仕入れ・外注費・労務費・一般経費等が記入されているもの)
- ③ 家族全員の氏名・生年月日(健康保険証を持参されたら間違いありません。)
- ④ 生命保険・個人年金・損害保険料(地震保険)の控除証明書(領収書は認められませんので、必ず、控除証明書をお願いします。)
- ⑤ 配偶者で、パート等の収入があり、扶養家族になる人は、収入明細書を持参下さい。(源泉徴収票も可)

- ⑥ 国民年金や市町村国保加入の人は納付書又は明細書(平成18年分と平成19年分)
- ⑦ 病気で長期間仕事ができなくて、収入がない人は医師の証明書(長建国保加入の人は国保で証明します。)
- ⑧ 医療費控除を受ける人は、病院・薬局等の領収書
- ⑨ 不動産収入のある人は、収入明細書とその所在地
- ⑩ 農業収入がある人は、農業収入・支出明細書(収

- 支計算書等)
- ⑪ 住宅取得控除を受ける人は、銀行から年次証明書、初めて受ける人は加えて住民票・契約書・登記簿謄本(今年初めて住宅取得控除を受ける人は、に支部事務所に問い合わせして下さい。)

《注意事項》
組合は「記帳補助者」です。ご本人の申告『自主記帳・自主申告・自主納付』が原則で再計算で、確認しましょう。

確定申告総支部別受付日程表

長 崎 地 区				長 崎 地 区			
[中央総支部]				[浦上総支部]			
実施日	対象支部	対象分会	会場	実施日	対象支部	対象分会	会場
2月5日(火)	総支部	中央支部、大浦支部、市南支部、東長崎支部	桜町総合事務所	2月5日(火)		本原、石神、三原、末吉	
2月7日(木)	市南	平山、布巻、為石、蚊焼、その他	三和町中央公民館	2月6日(水)	浦上東	昭和、上野、緑、坂本	組合本部
2月8日(金)		川原、高浜第1、高浜第2、岬木場、野母		2月7日(木)		本尾、高尾、三川、女の都、川平、その他	
2月12日(火)	大浦	第1日の出、第2日の出、東山、川上、南八景	大浦区民センター	2月12日(火)	西彼	長与連合分会	長与町ふれあいセンター
2月13日(水)		上田、出雲、南山手、小菅、小島、戸町、新戸町、その他		2月13日(水)		琴海、西彼、西海	琴海文化センター
2月14日(木)	市南	小ヶ倉、土井首、江川、竿浦、深堀、香焼	南部市民センター	2月14日(木)		外海、大瀬戸、西海	外海町中央公民館
2月18日(月)	中央	稲佐、旭、飽の浦、小柵、福田、西坂、銭座	勤労福祉会館	2月15日(金)		時津連合分会	時津町北部コミセン
2月19日(火)	東長崎	田ノ浦、矢上上、矢上下	長崎市植木センター	2月19日(火)	手熊、式見	園田公民館	
2月20日(水)		古賀、多良見、その他		2月20日(水)	滑石、横尾	滑石地区ふれあいセンター	
2月22日(金)	中央	磨屋、伊良林、本河内、日見	勤労福祉会館	2月21日(木)	城山、油木、西、江里	組合本部	
2月26日(火)		桜馬場、勝山、片淵、西山、田上、愛宕		2月25日(月)	青山、花園、小江原		
2月27日(水)	東長崎	戸石、飯盛	長崎市植木センター	2月26日(火)	清水、西北、岩屋、葉山	三重地区市民センター	
2月28日(木)	中央	佐古、小島、風頭、茂木、その他	勤労福祉会館	2月27日(水)	三重、三重団地、畝刈、鳴見台		
				2月28日(木)	梁川、竹の久保、その他	組合本部	



H20年1月7日 長崎市消防出初式の様子 長崎水辺の森公園

年末年始と慌ただしく過ぎて行きますが、皆様方にはいかがお過ごしでしょうか。
十一月の末ころから始まりました忘年会は十二月末までほとんど毎日続き、正月も早々に新年会にお伺い

県議会だより
8
県議会議員 金子三智郎

年明けは、年明けも二日間日程を取りましたが、十分に回ることが出来ませんでした。お許しください。たいと存じます。
一月七日は長崎市の消防出初式に初めて出席させていただきました。

消防のハッピも初めて腕を通しました。分列行進・パレード、そして一斉放水と本当に見事なものでした。分団の皆さん方のご苦勞に敬意を表したいと思います。
一月一杯は、それぞれの単組や団体の新年会、そして各支部の旗開きが続きます。

賃金活動者会議 日程

開会時間：午後7時

支部名	日 程	会 場
中 央	2月18日(月)	桜町総合事務所
大 浦	2月19日(火)	大浦支部事務所
市 南	2月18日(月)	市南支部事務所
東 長 崎	2月19日(火)	東長崎支部事務所
浦 上 西	2月20日(水)	組合本部
浦 上 東	2月20日(水)	浦上東支部事務所
西 彼	2月14日(木)	西彼支部事務所
諫 早	2月8日(金)	諫早支部事務所
大 村	2月8日(金)	大村支部事務所
島 原	2月13日(水)	島原支部事務所
佐世保中央	2月12日(火)	県北総合会館
佐世保東	2月12日(火)	佐世保東支部事務所
佐世保北	2月13日(水)	中里皆瀬地区公民館
北 松	2月15日(金)	北松支部事務所
平 戸	2月15日(金)	平戸支部事務所

平成20年度 変更届受付日程

受付時間：各支部とも午前10時～午後4時

支部名	日 程	場 所
中 央	3月17日(月)	桜町総合事務所
大 浦	2月25日(月)	"
市 南	2月21日(木)	"
東 長 崎	3月10日(月)	"
浦上西・東	2月29日(金) 3月6日(木)	組合本部
西 彼	3月12日(水) 3月24日(月)	西彼支部事務所
諫 早	3月27日(木) 3月28日(金)	諫早支部事務所
大 村	3月21日(金)	大村支部事務所
島 原	2月29日(金) 3月6日(木) 3月7日(金)	島原支部事務所
佐世保中央	2月26日(火)	県北総合会館
佐世保東	3月18日(火)	"
佐世保北	3月10日(月)	北松支部事務所
北 松	3月10日(月)	北松支部事務所
平 戸	3月11日(火)	平戸支部事務所
佐世保3支部	3月31日(月)	県北総合会館

二〇〇八年 新春クイズ 当選者発表

【クロスワードの答え】
カイサンソウセンキヨ (解散総選挙)

【まちがい探しの答え】
①ふすまの取っ手
②左の女性の振り袖の長さ
③とっくりの形
④掛け軸の下部の長さ
⑤右の女性のタスキの長さ
⑥机の足の長さ
⑦読み人の前のカルタの幅

新春お年玉クイズに多数のご応募ありがとうございました。
(応募総数 211通)
(正解者数 197通)
厳正な抽選の結果、次の五十名の方に記念品を送付させていただきます。

当選者の皆さん	(敬称略)
手水	孝亮 中
小牧	龍生 大
森山	仁 市
田中	豊貴 市
高崎	常幸 市
長野	末廣 東
米村	米人 東
鶴山	輝久 東
牧島	建一 東
川添	一男 浦
堤	清浦 西
山口	政隆 浦
橋口	敏彦 浦
古川	千果 西
前山	竜児 東
山田	哲也 東
平山	明彦 浦
川上	雅彦 西
松林	満男 西
溝上	一郎 西
花岡	英朗 諫
山口	勝則 諫
垣深	正幸 諫
西村	靖男 諫
藤澤	則行 諫
富岡	淳二 大
山口	節子 大
中川	篤人 大
岩永	磐雄 大
林田	正朋 大
小嶺	栄助 島
岩本	好男 島
鷹取	三重 佐世保中央
辻	英昭 佐世保中央
本田	秀夫 佐世保中央
三浦	義博 佐世保中央
馬場	栄一 佐世保東
横山	弘俊 佐世保東
永徳	重男 佐世保東
田中	勇男 佐世保東
宇戸	一幸 佐世保北
岩村	隆 佐世保北
宝亀	昭 佐世保北
小林	ミツ子 佐世保北
松瀬	廣治 佐世保北
松永	恵 北
小畑	洋子 北
永安	みずき 北
大石	昇 北
中里	利夫 五島分会

1月号の訂正について

1月号4面の「ここにこんな人が」のコーナーで、大浦さんの、字が間違っておりました。正しくは、大浦広太郎です。お詫びして訂正致します。

入学(小学校)祝金が支給されます。

今年、小学校に入学される子供さんには、入学祝金が出ます。申請については二月八日までに手続きをして下さい。

申請時
①長建国保に未加入の子供さん
・印かん
・子供の生年月日がわかるもの(保険証等)
②長建国保に加入している子供さん
事務所一括処理
給付
ハガキにてご通知致します。

詳細は、支部事務所へお尋ね下さい。

働きながら高度な技術・技能の知識を修得しよう!

平成20年度学院生募集

二級建築士、技能士の資格取得の早道

募集期間	訓練日	訓練時間	訓練科目	講師団
平成20年3月31日まで	(長崎学院は昼間訓練)海週(土曜日)(他の3校は夜間訓練)毎週3日間(月・火・水)	(長崎学院のみ)午前9時～午後5時(他の3校は)午後6時30分～9時	建築設計科 2力年 木造建築科 2力年 (長崎学院のみ実施)	・工業高校教諭 ・一級建築士 ・その他専門講師

2、応募手続き
①入学申込書
②写真(3cm×4cm)1枚

3、必要経費
入学金他手数料 55,000円
授業料 毎月 10,000円
(組合員は 毎月 8,000円)

詳細についてのお問い合わせは各専門学院までお願い致します。

学院名	所在地	電話	募集人員	
			建築設計科	木造建築科
長崎建設技術専門学院	長崎市城山町17-58	095-861-9261	20	10
島原建設技術専門学院	島原市秩父ヶ浦町2669-8	0957-63-1297	10	0
大村建設技術専門学院	大村市玖島1丁目49-2	0957-53-8385	10	0
佐世保建設技術専門学院	佐世保市大黒町534-18	0956-33-0944	10	0

労働保険に加入しよう!!



労働保険は政府が管理運営している強制保険です。
原則として労働者を1人でも雇っている事業主は労働保険に加入しなければなりません。
建設長崎では、労働大臣の許可を受けた労働保険事務組合を運営して事務処理等一切を行っています。
労働保険に加入していない事業所は必ず加入して下さい。

労災保険とは？

事業所で働く労働者が業務上の事由または通勤途上での負傷や疾病、それによる傷害・死亡等に対する災害補償を行うことにより労働者やその家族を保護する目的で作られ、労働者を雇っている事業主は必ず、加入することが法律で義務づけられた保険です。
労働局では、未適用事業所に対する加入の徹底指導を行っており、労災保険に加入していない事業所での業務上災害発生の場合は、事業主が、療養費や保障等を納めなければならなくなります。

保険料ってどれくらいかかるの？

労災保険料の計算

【建設事業】 元請工事金額 × 20 / 100 × 15 / 1000 = 保険料 (建築事業)
元請工事金額 × 24 / 100 × 21 / 1000 = 保険料 (その他の建設事業)

【製造業】 年間の賃金 × 18 / 1000 = 保険料 (木製建具製造)
年間の賃金 × 7.5 / 1000 = 保険料 (ガラス製品加工業)
年間の賃金 × 14 / 1000 = 保険料 (金属製品製造業)
年間の賃金 × 22 / 1000 = 保険料 (船舶製造修理業)
年間の賃金 × 8 / 1000 = 保険料 (表具・畳製造業)

【その他の事業】 年間の賃金 × 4.5 / 1000 = 保険料 (事務)

【1人親方】 年間の賃金 (基礎日額 × 365) × 20 / 1000 = 保険料
1人親方労災は、建設事業のみ加入することが出来ます。製造業は加入することが出来ません!

保険料早見表

建築事業主の場合(大工等)			その他の建築事業の場合(土木等)		
請負工事金額	労務費率21%	保険料15 / 1000	請負工事金額	労務費率24%	保険料21 / 1000
100万円	21万円	3,150円	100万円	24万円	5,040円
500万円	105万円	15,750円	500万円	120万円	25,200円
1,000万円	210万円	31,500円	1,000万円	240万円	50,400円
3,000万円	630万円	94,500円	3,000万円	720万円	151,200円
5,000万円	1,050万円	157,500円	5,000万円	1,200万円	252,000円

チェック1 労災保険は、労働者の災害を対象にした保険です。事業主の災害の場合は、労災保険の対象になりません。事業主は、特別加入をしたら対象になります

事業主は、労災補償の対象ではありませんが、中小事業で事業主等も労働者と一緒に現場で働く場合は、特別に労働者と位置づけて労災保険に加入することが出来ます。
これが特別加入労災です。
労働者がいない、1人親方労災も特別加入の一つです。

[保険料の計算]

特別加入(中小事業主)
年間の賃金(基礎日額 × 365) × 15 / 1000 = 保険料(建築の場合)
1人親方労災 年間の賃金(基礎日額 × 365) × 20 / 1000 = 保険料

チェック2 特別加入と1人親方労災の違い

常時労働者がいる場合は特別加入で労働者が常時いない場合は、1人親方労災を適用します。
1人親方でも、忙しい時は、応援等を頼む場合があります。その場合は、年間100日を基準に判断します。
年間を通じて労働者が、100日以上居る場合は特別加入労災、100日未満は、1人親方労災を適用します。
1人親方労災に加入している方で、労働者を雇用した場合、特別加入労災への移行を進めます。
特別加入労災加入者で労働者を雇わなくなり、1人で仕事をしている場合は、1人親方労災へ移行をお願い致します。

チェック3 特別加入脱退時手続き変更について

特別加入労災保険料は、4月1日～3月31日迄を1年分として納付します。組合では、年度更新時に特別加入の手続きも一緒に行ってききましたが、今後は、特別加入の脱退手続きを、年度更新の時にした場合は、1か月分(4月分)の保険料が必要となります。
従って、事業主が現場で作業をしなくなり特別加入だけ脱退する場合は、3月末迄に手続きをお願いします。

石綿健康管理手帳の交付要件の改正について



石綿を製造し、又は取り扱う業務に従事していた方は、将来、肺がんや中皮腫などの健康被害が生じる恐れがあります。

石綿被害は、潜伏期間が非常に長く、離職後に発症する事が多い為、健康管理手帳制度を設けて離職後の健康管理を行っています。

健康手帳の交付を受けると、労災病院をはじめとする、指定された医療期間で決まった時期に、健康診断を6ヵ月に1回、無料で受けることが出来ます。

従来まで、「両肺野に石綿による不整形陰影があり、又は石綿による胸膜肥厚があること。」となっていたことが、平成19年10月1日から労働安全衛生規則の改正により、一定の石綿作業に従事歴のある方も健康管理手帳の交付対象となりました。

■ 健康管理手帳の交付要件

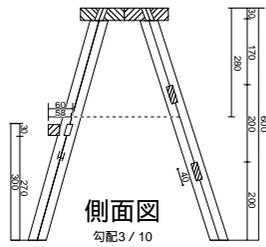
- (1)両肺野に石綿による不整形陰影があり、又は石綿による胸膜肥厚があること。
- (2)下記の作業に1年以上従事していた方(但し、初めての石綿の粉じん、ばく露した日から10年以上経過している事)
 - ・石綿の製造作業
 - ・石綿が使用されている保温材、耐火被覆材等の貼付け、補修もしくは除去の作業
 - ・石綿の吹き付けの作業又は石綿が吹き付けられた建築物、工作物等の解体、破砕等の作業
- (3)(2)以外の作業以外の石綿を取り扱う作業に10年以上従事していた方
上記の(2)、(3)が新しく追加されました
石綿を直接取り扱う作業に継続して従事していた方を対象とします

■ 申請に必要なもの

- ①健康管理手帳申請書
- ②申請者本人が記載した業務歴
上記の①、②に加えて
- ③石綿作業に従事していたこと及び従事期間について記載された事業者の証明書
- ④事業者の証明が得られない場合、又は不十分な場合には、申請者の申立書に加えて、石綿に従事していたこと及び従事期間について、記載された2名以上の同僚者の証明書
- ⑤事業者の証明書、同僚者の証明書とも得られない場合、または不十分な場合には、申請者の申立書に加えて、事業場における石綿健康診断の本人への結果通知、社会保険の被保険者記録、給与明細、雇用保険に係る証明書を添付して下さい。

建設長崎青年技能競技大会

上位2名が全国技能競技大会に参加します。



側面図
勾配3/10

あなたもチャレンジ!!
「四方転び踏み台」

開催日時 平成20年3月23日(日)

- ・受付時間 午前8時30分
- ・開始時間 午前9時予定
- ・終了時間 午後5時予定

開催場所 長崎地域職業訓練センター
(西彼杵郡時津町八工区内)

競技課題 「四方転び踏み台」勾配10分の3

競技時間 6時間30分(製図及び実技)

参加資格 原則的には35歳以下の者

主催 建設長崎技術対策部・青年部

審査委員 建設長崎技術技能対策部役員

表彰対象 上位3名の表彰と参加者全員に参加賞を授与いたします。

改正建築基準法 施工規則を一部改正

間仕切り、開口部も「軽微な変更」に

8月、9月の住宅着工戸数の大幅な落ち込みの中、国土交通省では混乱の原因となっている改正建築基準法について、建築確認業務の運用を円滑化するため、施工規則の取り扱い等一部改正を行いました。

その主な概要点は

一、確認申請の際に添付を求められていた大臣認定書(構造方法、材料等)の写しについては、審査機関が認定内容を確認できる書類がない等の理由で提出を求める場合に限り添付を要することとした。

二、軽微な計画変更の取り扱いについては、間仕切りや開口部を変更する場合でも構造安全性、防火、避難性能が低下することのないもの等については「軽微な変更」として扱い、計画の変更に係る確認申請を必要としないこととなりました。

新しい建築確認手続きの要点

計画変更の取り扱い

建築確認を受けた後に、建築主の要望により、あるいは施工上の都合等により、計画変更を行うことはよくあることです。計画変更を行う場合、従前より、原則として、それが建築基準関係規定に適合するかどうかについて、当該変更箇所の工事に入る前に建築主事等のチェックを受けなければならないとされています。

ただし、工事に対する影響に配慮し、一定の「軽微な変更」については、計画変更の確認手続きを要しないこととされているほか、運用上の工夫等も行われています。

1. 計画変更の確認手続きが不要な「軽微な変更」については、施工規則第3条の2に規定されています。

図面に記載された内容に変更があった場合、建築主事等がすべからず計画変更の確認手続きを求めていることがあると聞きます。当該建築計画に適用される建築基準関係規定に関係のない計画変更は、確認手続きを要しません。

2. 建築基準法施行規則の一部改正(平成19年11月14日)により、間仕切りや開口部の変更であって構造安全性、防火、避難性能が低下することのないもの等については、計画変更の確認手続きが不要な「軽微な変更」として扱い、計画変更に係る確認申請は必要ないこととされました。

この構造安全性、防火、避難性能が低下することのないもの等の運用については、軽微な変更の趣旨が建築確認手続に要する建築主の負担軽減にあること等を踏まえ、弾力的に取り扱うこととしています。

3. 軽微な変更については、中間検査や完了検査の申請時に、変更の内容を説明することとなりますが、検査を円滑に実施するため、検査前の適当な時期に、建築主事等に対しあらかじめ説明しておくことも一つの方法と思われます。

4. 軽微な変更の弾力的な取り扱いや、以下の「あらかじめの検討」の的確な活用により、工事着工後の計画変更の対応も一定範囲内で柔軟にできるようになります。

5. 施工の関係上やむを得ず発生する可能性の高い変更事項について、それへの対応を当初の確認申請時の図書においてあらかじめ検討しておくことにより、計画変更の確認手続きを行わないで済むことができます。

6. 計画変更の確認手続きが必要な場合においても、簡易な計画変更に対して特別に短い審査機関を設定するなどの方法により手続きを迅速に行うよう、建築主事等や指定構造計算適合性判定機関等に要請されています。

7. 構造計算適合性判定の対象建築物に係る計画変更であっても、変更内容が構造耐力に関係しない場合には確認手続きのみでよく、再度の構造計算適合性判定は不要です。

《国土交通省「新しい建築確認手続きの要点」第2版から抜粋》

申請図書の訂正について

1. 申請図書の補正の仕方ですが、上書き修正や正しい図面の差し込みなど、審査経過が残るかたちで行うことになっており、間違った図面を抜き取って正しい図面にいれかえる、いわゆる差し替えによる方法とはならないことになっています。
2. 建築主事や指定確認検査機関(以下「建築主事等」)が、補正や追加説明書の提出を求めるときは、小出しにせず、ひととおり審査した上でまとめて指示すべきとされています。
補正や追加説明書の提出の指示は文書通知によることになっていますが、審査の円滑化のために、文書通知の前に建築主事等が申請者側に電話等で説明等を求めることは差し支えありません。
3. 建築基準関係規定の審査に関係しない部分(例えば、郵便番号、住所等)での誤記、記載漏れ等については、文書通知によらずに、適宜訂正印による補正を行うことになっています。

申請図書の記載の仕方

1. 申請図書の記載の仕方については、建築基準関係規定への適合を審査するのに差し支えない範囲で、以下に示す例のように、ある程度柔軟に取り扱ってよいことになっています。
 - ① 施工規則において各図書に明示すべき事項が定められていますが、他の図書に明示することによって、本来の図書に明示しないで済ませることがあります。
 - ② 具体的な数値や図の替わりに、建築基準関係規定に適合することが明らかである旨を表した簡便な記載によることも可能です。(例：前面道路幅員30メートル、適用距離25メートルのため道路斜線制限に適合等)
 - ③ 例えば、各階平面図について、意匠や各種設備等の各階平面図を適宜別葉で提出しても差し支えありません。
2. 設備機器等については、確認申請時に具体的な品番が決まっていないケースが多いと聞きますが、その場合には、一定の仕様範囲(寸法、材料、性能等)を示した標準的な図面あるいは1以上の採用候補機種種の図面を添付し、当該設備機器等又は当該設備機器等と同等以上の設備機器等を用いることを明示して下さい。完了検査時には、採用した具体の機種を説明していただきます。
3. 構造計算に関し、構造計算概要書等の新しい図書が定められましたが、鉄筋コンクリート造、鉄骨造、木造それぞれの構造計算概要書の記載例が作成されています。

認定書写しの取り扱い

1. 建築基準法施行規則の一部改正(平成19年11月14日)により、確認申請時の認定書の写しの提出については、建築主事等が求める場合に限られることとなりました。
写しの提出を必要としない認定書については、審査機関のホームページや窓口等で認定番号リスト等が公表されることになっており、申請に当たって、事前相談等よく確認して下さい。
2. ホルムアルデヒド発散建築材料や防火材料については、確認申請時に具体的な使用材料が決まっていないケースが多いと聞きますが、その場合には、使用材料の種別(例えば、F、不燃材料など)を示せばよく、認定書の写しの添付は不要です。
なお、完了検査時等には、採用した具体の使用材料を説明していただきます。

建築士
実務要件

建築・大工仕事は従来通り

4号建築物
特例の見直し

設計者等が十分習熟の後に

全県総連が強く求めていた4号建築物の確認の特例見直しの実施時期の延期に

全県総連が強く求めていた4号建築物の確認の特例見直しの実施時期の延期に

の周知期間をおき、設計者等が内容を十分に習熟した

「会」で全県総連が建築士の受検実務経験要件の中に要

求していた「建築工事・大

ついて12月19日、国土交通省は、来年12月予定としていたが、今後、設計者等向

後、「施工予定」と大きな成果を上げました。

また、建築士制度小委員(案)が了承されました。

「工」の「工」が認められた内容の「とりまとめ

4号建築物の特例(一般的な2階建て以下の木造住宅)(構造に関する審査の省略)